

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	財政部 税務課（いわき市納税貯蓄組合連合会）
監査の種類	平成29年度 行政監査（29監第34号 平成30年2月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年5月14日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
① 会計規程の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。 	平成30年 5月14日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の財務規則に準じて事務処理を行っているが、同規則では認められていない立替払いが見受けられた。 	平成30年 5月14日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書が添付されていない支出票が認められた。また、領収印が押印されていない領収書が認められた。 	平成30年 5月14日
② 団体事務と市の業務との混同について <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。 	平成30年 5月14日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>① 会計規程の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。団体事務の透明性・公正性確保の観点からも、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。 市の財務規則に準じて事務処理を行っているが、同規則では認められていない立替払いが見受けられた。事故防止の観点から、適正な支払事務を行うよう改善されたい。 領収書が添付されていない支出票が認められた。また、受領印が押印されていない領収書が認められた。領収書等については、支出の根拠となるものであることから、適正に処理すべきである。 	<p>[指摘事項が発生した原因] 会計規程の必要性の認識が不十分だったため、これまで整備していませんでした。</p> <p>[措置した内容] 団体事務の透明性・公正性確保の観点から、会計事務の根拠を明確にするため、「いわき市納税貯蓄組合連合会会計規程」を整備し、平成30年5月11日から施行しました。</p> <p>[指摘事項が発生した原因] 当連合会事務担当職員の立替払いに対する認識が不足していたことによるものです。</p> <p>[措置した内容] 今後は、担当職員には立替払いが認められていない行為であることを、課内での研修やOJT（職場内研修）を通して十分認識させるとともに、支出命令後の出金について係長・課長補佐・課長が十分に確認を行うようにいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 領収証が添付されていない支出票について <p>[指摘事項が発生した原因] ご指摘のありました件については、定期総会時に受彰者への記念品（現金）を授与したものであるため、領収書は添付していませんでした。</p> <p>[措置した内容] 今後は記念品を授与された者、授与された金額を明確にした書類を添付することとします。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>② 団体事務と市の業務との混同について</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。担当者を分けるなど、相互牽制が図られる体制を取られるよう改善されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 領収印が押印されていない領収書について <p>〔指摘事項が発生した原因〕 受領印欄に済と手書きされた受領書が認められたことについては、担当者の認識不足及び管理監督者による確認不足が原因であります。</p> <p>〔措置した内容〕 今後は、領収書の受領印欄には、印鑑の押印又は直筆でのサイン、欠席者の分については「欠席」と記入し、受領の状況、支出した金額が明確な受領書となるよう、担当者には十分に意識させるとともに、係長・課長補佐・課長は関係帳票の確認を十分に行うようにいたします。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 納税貯蓄組合に関する事務については、事務の効率化を図る観点から、業務に精通している担当職員が、団体の事務と市の事務の両方を行っていました。</p> <p>〔措置した内容〕 平成30年4月から、団体が行う補助金の申請事務は市納税貯蓄組合連合会事務担当者が行い、市が行う補助金の決定・交付事務は別の職員が行うこととし、相互牽制が図られる体制に改善しました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	観光交流室 観光交流課 (いわき市・北茨城市・高萩市広域観光行政連絡協議会)
監査の種類	平成29年度 行政監査 (29監第34号 平成30年2月27日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年5月8日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
① 会計規程の整備について ・ 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。	平成30年 5月8日
② 団体事務と市の業務との混同について ・ 口座振込による支払において、振込依頼人の名義を当該団体名ではなく、所管部課等の資金前渡職員名で行っている事例が見受けられた。	平成30年 5月8日
・ 負担金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。	平成30年 5月8日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>① 会計規程の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。団体事務の透明性・公正性確保の観点からも、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。 <p>② 団体事務と市の業務との混同について</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振込による支払において、振込依頼人の名義を当該団体名ではなく、所管部課等の資金前渡職員名で行っている事例が見受けられた。市の業務と混同することのないよう適正な事務処理をされたい。 負担金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。担当者を分けるなど、相互牽制が図られる体制を取られるよう改善されたい。 	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>団体の会計事務は、事務局であるいわき市の財務規則に準じて取扱い、適正な事務処理に努めてまいりました。毎年、規約に定める全三市の監事による監査を受けていることから、個別の会計規程整備の認識はありませんでした。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>平成30年度の理事会に諮り、「いわき市・北茨城市・高萩市広域観光行政連絡協議会財務会計規程」を整備することとします。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>数名でイベントに参加する場合など、同一行程の旅費であっても、団体会計からの支出分と市会計からの支出分がありますので、支払事務の簡素化を図るため振込依頼人の名義を資金前渡職員名で行っておりました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指摘以降の口座振込による支払は、全て振込依頼人を「いわき市・北茨城市・高萩市広域観光行政連絡協議会」名としました。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>相互牽制を図る認識が低下しており、事務の効率化を図るため関連業務として同一の職員が申請事務と交付事務を行っておりました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>負担金について、団体の事務である申請事務と、市の事務である交付事務を別の担当者が行うこととします。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	保健福祉部 保健所総務課（いわき市保健委員会連合会）
監査の種類	平成29年度 行政監査（29監第34号 平成30年2月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年5月15日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
① 会計規程の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。 ・ 市の財務規則に準じて事務処理を行っているが、同規則では認められていない立替払いが見受けられた。 	平成30年 5月15日
② 団体事務と市の業務との混同について <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振込による支払において、振込依頼人の名義を当該団体名ではなく、所管部課等の資金前渡職員名で行っている事例が見受けられた。 ・ 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。 	平成30年 5月15日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>① 会計規程の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。団体事務の透明性・公正性確保の観点からも、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。 市の財務規則に準じて事務処理を行っているが、同規則では認められていない立替払いが見受けられた。事故防止の観点から、適正な支払事務を行うよう改善されたい。 	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>会計規程について、その必要性の認識が不十分であったため、これまで整備してありませんでした。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>立替払い等の不適正な会計もあったことから、平成30年度末を目途に、会計規程の整備を進めていきたいと考えています。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>立替払いについては、支払額が定まっていなかったため、支払った領収書をもって、実額を払い戻す方法を取ってしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>支払額が定まっていないものの支出については、資金前渡により、立替払いが発生しないよう対応することとします。</p>
<p>② 団体事務と市の業務との混同について</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振込による支払において、振込依頼人の名義を当該団体名ではなく、所管部課等の資金前渡職員名で行っている事例が見受けられた。市の業務と混同することのないよう適正な事務処理をされたい。 	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>団体事務と市の業務の明確な区分ができていなかったため、団体の会計を公金として資金前渡職員名で振込みをしていました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後は団体の会計において振込手数料を負担するよう予算化し、適正な処理を行っていくこととします。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<ul style="list-style-type: none"> 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。担当者を分けるなど、相互牽制が図られる体制を取られるよう改善されたい。 	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>団体事務と市の業務の明確な区分ができていなかったため、双方とも当連合会事務の担当者により処理を行っていたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>団体事務、市の業務の区分を明確にし、相互牽制が図られる体制に改善するため、交付事務については、当連合会担当者でない職員が行うこととします。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	産業振興部 工業・港湾課（福島県小名浜港利用促進協議会）
監査の種類	平成29年度 行政監査（29監第34号 平成30年2月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年5月10日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
① 会計規程の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。 	平成30年 5月10日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収日が記載されていない領収書が認められた。 	平成30年 5月10日
② 団体事務と市の業務との混同について <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。 	平成30年 5月10日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>① 会計規程の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。団体事務の透明性・公正性確保の観点からも、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。 領収日が記載されていない領収書が認められた。領収書等については、支出の根拠となるものであることから、適正に処理すべきである。 <p>② 団体事務と市の業務との混同について</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。担当者を分けるなど、相互牽制が図られる体制を取られるよう改善されたい。 	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>当協議会が定める事務局処務規程で充分であると認識しておりました。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>指摘を踏まえ、会計処理に関する規程について検討し整備していきます。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>領収書受理時における記載事項の確認不足によるものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>領収書を受理する際には、領収日ほか相手方の記載事項に不備がないか確認を徹底し、適正な処理に努めます。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>業務繁忙の中で事務の効率化を求め、同一の職員が双方の処理を担当していたものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>団体の申請事務と市の交付事務は担当者を分け、相互牽制が図られる体制のもと適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	消防本部 総務課（福島県消防協会いわき支部）
監査の種類	平成29年度 行政監査（29監第34号 平成30年2月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年5月2日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
① 会計規程の整備について ・ 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。	平成30年 5月2日
・ 市の財務規則に準じて事務処理を行っているが、同規則では認められていない立替払いが見受けられた。	平成30年 5月2日
② 団体事務と市の業務との混同について ・ 口座振込による支払において、振込依頼人の名義を当該団体名ではなく、所管部課等の資金前渡職員名で行っている事例が見受けられた。	平成30年 5月2日
・ 備品台帳については、整備されていなかった。	平成30年 5月2日
・ 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。	平成30年 5月2日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>① 会計規程の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。団体事務の透明性・公正性確保の観点からも、決裁権限、経理方法等を定める規程の整備を行うことが望ましい。 市の財務規則に準じて事務処理を行っているが、同規則では認められていない立替払いが見受けられた。事故防止の観点から、適正な支払事務を行うよう改善されたい。 	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>会計処理に関する規程については、その必要性の認識が不十分であったため、これまで整備していませんでした。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今回の指摘を踏まえ、団体事務の透明性・公正性確保を図るため、平成30年度末を目途に、規程の整備を進めて参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>立替払いについては、業務多忙等により事前に出金ができず、立替払いにて支払いを行ったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今回の指摘を踏まえ、今後は、スケジュール管理等に留意しながら、再発防止の徹底を図って参ります。</p>
<p>② 団体事務と市の業務との混同について</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振込による支払において、振込依頼人の名義を当該団体名ではなく、所管部課等の資金前渡職員名で行っている事例が見受けられた。市の業務と混同することのないよう適正な事務処理をされたい。 備品台帳については、整備されていなかった。紛失等のリスクを避けるためにも台帳等の整備を検討されたい。 	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>消防本部員全員が当該団体構成員であること、さらに「福島県消防協会いわき支部規程」で総務課員が事務を委嘱されていることから、団体と市の業務とを混同し、資金前渡職員名で支払い業務を行ったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今回の指摘を踏まえ、団体業務と市の業務とを混同することのないよう適正に事務処理して参ります。</p> <p>[指摘事項が発生した場合]</p> <p>備品台帳については、その必要性の認識が不十分であったため、これまで整備してありませ</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<ul style="list-style-type: none"> 補助金について、団体の事務である申請事務と市の事務である交付事務を同一の職員が担当していた。担当者を分けるなど、相互牽制が図られる体制を取られるよう改善されたい。 	<p>んでした。</p> <p>〔措置した内容〕 今回の指摘を踏まえ、紛失等のリスクを避けるため、平成30年度末を目途に、備品台帳等の整備を進めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した場合〕 事務担当を引き継いでいく過程で、団体事務と市の業務の混合があったことから、補助金の申請及び交付事務を同一職員が行ったものです。</p> <p>〔措置した内容〕 今回の指摘を踏まえ、平成30年度より補助金の交付事務を他の係で行うよう体制の見直しを図りました。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	常磐支所 経済土木課（藤原川水系河川改良促進期成同盟会）
監査の種類	平成29年度 行政監査（29監第34号 平成30年2月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年5月15日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
① 会計規程の整備について	平成30年 5月15日
・ 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。	
・ 市の財務規則に準じて事務処理を行っているが、同規則では認められていない立替払いが見受けられた。	平成30年 5月15日
・ 収入した現金について、1カ月程度金庫等に保管されていた例が認められた。	平成30年 5月15日
・ 入出金の際に会長の了承は得ているものの、支出票等を作成していないため、意思決定行為が文書での記録に残っていない例が認められた。	平成30年 5月15日
・ 預金通帳と通帳印を同一の職員が保管していた。	平成30年 5月15日
・ 領収日が記載されていない領収書が認められた。	平成30年 5月15日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>① 会計規程の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の設立の目的や事業内容等を定める規約等は整備されていたものの、会計処理に関する規程については、整備されていなかった。団体事務の透明性・公正性確保の観点からも、決裁権限、経理方法を定める規程の整備を行うことが望ましい。 ・ 市の財務規則に準じて事務処理を行っているが、同規則では認められていない立替払いが見受けられた。事故防止の観点から、適正な支払事務を行うよう改善されたい。 ・ 収入した現金について、1カ月程度金庫等に保管されていた例が認められた。現金を長期間保管することは、盗難等のリスクも考えられることから、公金に準じた事務処理を検討されたい。 ・ 入出金の際に会長の了承は得ているものの、支出票等を作成していないため、意思決定行為が文書での記録に残っていない例が認められた。現金出納についての決裁文書を作成し、その管理体制を明 	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>会計処理に関する規程については、その必要性の認識が不十分であったため、これまで整備していませんでした。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>団体の会計処理に関しては、今回の指摘を踏まえ、透明性や公正性の確保を図るため、現在、決裁権限、経理方法を定める規程の整備を進めております。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>立替払いについては、事務量の軽減という観点から、事前に出金せず、立替払いによって支払いを行っていたものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今回の指摘を踏まえ、規程整備までは市財務規則に準じて事前に出金する等、適正な支払い事務の執行に努めて参りたいと考えております。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>窓口にて収入した現金を、金庫に一時保管し、数件まとめて入金をしていたことによるものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今回の指摘を踏まえ、規程整備までは市財務規則に準じて翌営業日までに金融機関に入金するよう努めて参りたいと考えております。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>入出金の意思決定については、会長の了承のみで進めており、支出票等を作成していませんでした。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>確にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳と通帳印を同一の職員が保管していた。事故防止の観点から、それぞれ保管者を分けて管理するよう検討されたい。 ・ 領収日が記載されていない領収書が認められた。領収書等については、支出の根拠となるものであることから、適正に処理すべきである。 	<p>〔措置した内容〕 今回の指摘を踏まえ、現金出納についての支出票等を作成し、決裁による意思決定を行うことで対応したいと考えております。なお、現在整備を進めている規程においても、支出票等をはじめ、入出金に係る規程を定めて参りたいと考えております。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 紛失等の防止を図る観点から、同一の職員が同一の保管庫（金庫）に保管していたところ。</p> <p>〔措置した内容〕 指摘日以降、預金通帳と通帳印については、各々を管理する職員を定め、施錠可能な保管庫（金庫）へ別々に保管するよう対応しております。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕 領収日が記載されていない領収書については、支払い時に日付の記載が漏れてしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕 領収書の受領に際しては、記載事項の遺漏が無いことを確認し受領することを徹底いたします。なお、再発防止という観点から、領収書の記載事項の確認をはじめ、その他の事務において、ミスが生じやすい事項等への確認を徹底させるため、マニュアルの作成を行い、適正な事務処理に努めて参りたいと考えております。</p>